

○野々市市総合計画審議会会議傍聴規則

平成24年3月21日

規則第2号

改正 平成30年12月27日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、野々市市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じて、会長が定める。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人は、会議の会場内の指定された席で会議を傍聴するものとする。

(傍聴の制限)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の通信機器を使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議の会場において撮影、録画又は録音をしてはならない。

ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反者に対する措置)

第8条 会長は、第6条各号又は前条に規定する遵守事項等を遵守しない者があるときは、これを制止し、その制止に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、会長が傍聴を禁止したとき、又は退場を命じたときは、直ちに

退場しなければならない。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関して、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。